福 障 第 3357 号

 令和３年１月８日

各障害児通所支援事業所　管理者

各障害児相談支援事業所　管理者　様

寝屋川市福祉部

障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱いについて（通知）

平素は、本市福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

 また、日々、適正な支援にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な対応等を必要に応じて実施して頂いておりますが、感染症発生による学校の臨時休業等が増加し、それに伴って問い合わせも増えておりますことから、変更点も含め、改めて寝屋川市障害福祉課での取り扱いについて通知致します。

今後も引き続き、保護者、障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所が連携して児童への支援が今後も適切に行われますよう、ご対応をお願いします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や厚生労働省及び府からの事務連絡・通知等により、この取り扱いが変更になる可能性もございます。その際には、改めて通知をしますので、よろしくお願いいたします。

障害児通所支援

**１．電話や訪問等による代替的な支援の取り扱いの請求可能要件（当面の間）**

　①医療的ケア児または基礎疾患児であることから、感染リスク等により保護者から代替的支援実施の希望がある児童生徒、又は感染者発生による学校休校時の取り扱いに記載の場合（裏面２に記載）

　　②オンラインによる療育を既に実践し、一定の効果が得られており、保護者及び本人が希望している場合（事前に障害福祉課と協議を済ませ、認められた場合に限る。）

　　③通常サービス実施時と同様の利用者負担額が発生することについての保護者への説明及び同意

　　④契約支給量内での実施・請求

　　⑤在宅支援を開始する前に、届出書（様式１）と計画書（様式２）を提出

　　⑥実施月の翌月10日までに、実績記録表と報告書（様式３）を提出

　　⑦代替的支援実施の理由及び内容の記録の作成及び事業所内での保管

　　※複数事業所において同一日利用不可となりますので、事前に調整をお願いします。

**２．感染者発生による学校休校時の取り扱い（当面の間）**

家族が陽性となり、児童が濃厚接触者となった場合や学校及び学級が休校

となり、児童通所への利用自粛が行われている場合（観察期間や調査期間を

含む）に、在宅での代替的支援の取り扱いを可能とする。

　　①学校や学級の休校期間中は休業日単価を適用

　　②家族等が陽性となり、通所の自粛をしている場合は、学校終業日を適用

障害児相談支援

１．サービス提供時モニタリング加算の算定要件（当面の間）

　　障害児通所支援の提供現場を訪問することに替えて、電話・メール等の方法で実施した場合も算定可能（通常の記録に加えて実施方法についても記録が必要）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　【問い合わせ先】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　寝屋川市福祉部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　障害福祉課　TEL　072－812－2026

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX　072―812―2118